

労働者協同組合ワーカーズコープちば 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 本組合は、組合員が出資し、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映され、組合員が組合の行う事業に従事することを基本原理とし、組合が第三条に掲げる「協同労働の協同組合」原則に従い、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、地域における多様な需要に応じた事業、活動を推進することにより、持続可能で活力ある地域社会、共生社会の実現に資することを目的とする。

(名称)

第二条 本組合は、労働者協同組合ワーカーズコープちばと称する。

(「協同労働の協同組合」原則)

第三条 「協同労働の協同組合」は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざす。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とし、以下の7つの原則を掲げる。

- (1) 仕事をおこし、よい仕事を発展させます。
- (2) 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます。
- (3) 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます。
- (4) 持続可能な経営を発展させます。
- (5) 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します。
- (6) 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます。
- (7) 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします。

(事業)

第四条 本組合は、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスに関する事業・地域生活支援事業
- (4) 弁当製造・配食に関する事業
- (5) 食堂運営に係わる事業

- (6) 中古品の販売に係わる事業
- (7) 職業訓練に係わる事業
- (8) 有料職業紹介事業
- (9) 産業廃棄物の収集・運搬に関する事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業
- (12) 農産物の生産・販売
- (13) 中核地域生活支援センター事業
- (14) 病院等の施設管理事業
- (15) 倉庫作業に関する事業
- (16) 組合員の福利厚生及び共済を図る事業
- (17) 地域の事業や事業体の労働者協同組合化のための協力・援助
- (18) 地域の各種協同組合との連帯及び「協同組合セクター」の形成をめざす事業
- (19) その他労働者と地域に役立ち労働者協同組合が行うにふさわしい事業
- (20) 前各号の事業に附帯する事業

(事業を行う都道府県の区域)

第五条 本組合の事業を行う区域は、千葉県、茨城県、東京都とする。

(事務所の所在地)

第六条 本組合は、事務所を千葉県船橋市に置く。

(公告方法)

第七条 本組合の公告は、本組合の掲示板により行う。

(規約)

第八条 次の事項は、この定款で定めるもののほか、規定等で定める。

- (1) 総会及び理事会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定
- (4) 理事、監事に関する規定
- (5) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

- 2 規約および規則の設定、変更又は廃止は、総会の議を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約および規則の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容についての書面の掲示又は電磁的方法により通知する。
- 4 規定の設定、変更又は廃止は、理事会の議を経なければならない。

第二章 組合員

(組合員たる資格)

第九条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者その他暴力団準構成員
- 二 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- 三 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- 四 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第十条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出することとする。

- 2 本組合は、前項の申込書の提示があったときは、理事会がその加入の諾否を決し、総会においてその加入を報告する。
- 3 本組合は、前項の規定により加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込みした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録する。
- 4 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みを完了した時に組合員の地位を取得する。

(意見反映)

第十一条 本組合は、事業を行うに当たって組合員の意見を適切に反映させるために、下記について格別の配慮をしなければならない。

- 一 組合員は、事業場において月次会議等定時の、又は臨時の職場会議に参加し事業及び経営について、理事会より提示される経営情報に基づいて話し合いを行い、要望その他の提言を理事会に対し行うことが保障されること。
 - 二 組合は、その会議の場において要望その他の提言について報告を受ける他、その趣旨について必要な報告を聴取すること。
 - 三 組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同する等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上の不利益な取り扱いをし、又は組合員としての処遇において差別的な取り扱いをしてはならないこと。
- 2 組合員から理事会に対し経営情報の開示請求が行われた場合、当該の情報が適宜に取り扱われる保障が得られときに、理事会は請求された情報の全部又は一部を開示する。
- 3 前項の会議は労働時間内に行われ、又は行われたものとし、提議又は要望の作成、報告の聴取手続等について、意見反映に係る規定に掲げることとする。

(自由脱退)

第十二条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の遅くとも九十日前までに、その旨を記載した書面をもって行わなければならない。

(法定脱退)

第十三条 組合員は下記の事由によって脱退する。

- 一 第九条に定められた組合員たる資格の喪失
 - 二 死亡
 - 三 除名
- 2 組合員は、前項の定めにもかかわらず、育児・介護を理由として休業した場合、組合員資格を喪失した者とみなされてはならない。

(除名)

第十四条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- 一 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- 二 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- 三 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

2 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

第三章 出資

(出資一口の金額)

第十五条 出資一口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込)

第十六条 出資は、一括して払い込むものとする。

(現物出資)

第十七条 組合員資格のある者が現物出資を申し入れたときは、理事会がその受け入れの条件及びその可否について決する。

2 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

(脱退者の持分の払戻)

第十八条 組合員は、除名以外の脱退事由により脱退したときは、その払込済出資金額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額を限度とする。

3 出資金の払戻し時期は、原則として当該事業年度の決算を承認する通常総会において確定する。

(出資口数の減少)

第十九条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりににおいて出資口数を減少させることができる。

第四章 役員

(役員の数)

第二十条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は十一人以上二十人以上とし、監事の定数は二人以上とし、うち一人は組合員以外の者より充てる。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、次のとおりとする。

- 一 理事 二年又は任期中の第二回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第二回目の通常総会が二年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 二 監事 二年又は任期中の第二回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
ただし、就任後第二回目の通常総会が二年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第一項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。
- 5 役員の年齢は満七十歳を限度とする。

(役員の選任)

第二十二条 役員は、役員の選任に関する規則に定めるところにより、総会において議決される。

- 2 選任による役員候補の選定は、理事会において選任された役員選考委員が行う。
- 3 役員選考委員は、組合員から広く役員候補の募集を行い、指名推薦名簿を作成する。

- 4 役員選考委員長は、指名推薦名簿を議案として総会に提出する。
- 5 役員は、労協法第三十五条第二号及び第三号に規定する欠格事由及び労協法第九十四条の四の各号に該当する者であってはならず、かつ、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

(業務執行理事)

第二十三条 理事の内一人を理事長、一人を専務理事とし、理事会において選出する。

- 2 理事長を代表理事とする。
- 3 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

(理事会の招集手続)

第二十四条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事長は、理事の三分の一以上または監事全員が理事会の招集を請求した場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の招集は、会日の五日前までに、日時、場所及び理事会の目的たる事項を各理事に通知して行う。ただし、理事全員の同意があるときは招集手続きを省略することができる。

(書面又は電磁的方法による理事の理事会への参加)

第二十五条 理事は、書面又は電磁的方法で理事会の議決に加わることができる。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議方法)

第二十六条 理事会の議長は、理事の中から互選する。

- 2 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもってするものとする。
- 3 可否が同数の場合議長の決するところによる。
- 4 その決議内容において特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできない。

(委員会)

第二十七条 理事会は付随する機関として下記の委員会を設置する。

- (1) 安全衛生委員会
- (2) 賃金労働委員会
- (3) 学習研修委員会
- (4) 社会連帯委員会
- (5) 役員選考委員会
- (6) 新聞編集委員会

2 各委員会委員は、理事会において、組織全体の職種、組合の活動地域を鑑みバランスを考慮して理事、組合員及び外部の有識者の中から任命される。

(理事会の議事録)

第二十八条 理事会の議事録書記は、理事の中から互選することとする。

2 理事会の決議については、厚生労働省令の定める議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印することとする。

3 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事、監事の出席
- (4) 議長、議事録作成者の氏名
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名。特別の利害関係を有し、議決に加わらなかった理事がいた場合、その氏名）。

4 本組合は、議事録を通常総会の日から二週間前の日から事務所に十年間備え置く。

第五章 総会

(総会)

第二十九条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会における組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等とする。

3 議決権及び選挙権は書面又は代理人をもって行使することができる。書面の場合は「書面議決書」を、代理人の場合は「代理権を証する書面(委任状)」を組合に提出をすることとする。

(総会の招集)

第三十条 通常総会は毎事業年度終了後三カ月以内に、臨時総会は必要がある時はいつでも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

2 組合は、総会の招集の通知を会日の十日前までに組合の店頭に掲示して行う。

(臨時総会の組合員による招集請求)

第三十一条 総組合員の五分の一以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

3 理事会は、第一項にいう請求があったときは、その請求のあった日より二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(監事の総会招集)

第三十二条 監事は、財産の状況又は業務の執行について法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めた場合において、これを総会に報告する必要があるときは、総会を招集する。

(書面若しくは代理人又は電磁的方法による選挙権又は議決権の行使)

第三十三条 組合員は、労協法第六十一条第一項の規定に基づいてあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権及び選挙権を行うことができる。

2 前項の規定にもかかわらず、組合員は、書面をもってする議決権行使に代え、議決権を電磁的方法により行使することができる。

(総会への報告)

第三十四条 理事は、労協法第六十六条の規定に従い、第十一条で規定された手続に従って提示された要望その他の提言を反映させる方策の実施状況及びその結果を総会に報告しなければならない。

(代理人による議決権の行使)

第三十五条 組合員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人となれる者は組合員に限るものとし、また代理人が代理することができる組合員の数は三名までとする。

(総会の議長)

第三十六条 総会の議長は、総会ごとに出席組合員の中から選任する。

(総会の議事録)

第三十七条 総会の議事については、厚生労働省令の定める議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印することとする。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 組合員数及び出席者数
- (3) 議事の要領及びその結果
- (4) 総会の議長、議事録作成者の氏名
- (5) 議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の数）
- (6) 選任された役員の氏名

第六章 監事

(監事の監査)

第三十八条 監事は、毎事業年度一回以上この組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、前項の監査を行ったときは、その結果を総会に報告し、かつ意見を述べなければならない。
- 3 監事は、第1項の監査を行ったときまたは必要と認めるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監査に関する規則の制定、変更または廃止は、監事がこれを行い、総会の承認を受けることとする。

(監事の職務)

第三十九条 監事は、理事の職務の執行が適切に行われているか確認を行うため以下の監査を行う。

- 2 何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計担当その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 4 理事会に参加し、意見を伝えることができる。

第七章 計算

(事業年度)

第四十条 本組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終了するものとする。

(剰余金の積立等)

第四十一条 この組合は、毎事業年度の剰余金を、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金に積むこととし、なお、残余がある場合であっても、組合員に配当してはならない。

(法定準備金)

第四十二条 本組合は、出資金の総額の二分の一に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

2 準備金は、損失の填補に充てる場合を除いて、取り崩してはならない。

(資本準備金)

第四十三条 本組合は、減資差益及び合併差益を資本準備金に計上することとする。

(就労創出等積立金)

第四十四条 本組合は、組合員又は組合員になろうとする者らによる自発的な就労機会の創出に支出することを目的として、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出積立金として積み立てるものとする。

2 就労創出等積立金は、就労機会の創出に充てる場合を除いて、取り崩してはならない。

(教育繰越金)

第四十五条 本組合は、組合員の組合の事業に関する知識の向上及び一般に協同組合に関する知見を高めるために必要な費用に充てるために、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金の填補)

第四十六条 本組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金および第四十二条の法定準備金、第四十三条の資本準備金から順に取り崩してその填補に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第四十七条 本組合は、組合を解散させるときは、総組合員の過半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(残余財産の処分)

第四十八条 本組合の解散のときには理事が清算人となる。

2 組合が解散し、債務を弁済し、出資金の払戻をした後になお残余財産がある場合、清算人がその処理について提案を行い、その提案に基づいて組合がその帰属について決する。

3 前項でいう帰属先には、国、地方公共団体もしくは他の特定労働者協同組合法人を指定することとする。

附則

1 法人移行時の役員の任期

承認された組織変更計画に記された役員の任期は、組織変更計画の効力発生日である令和四年十二月十一日より、令和四年度の決算総会の終結の時までとする。

(別表)

出資財産名	価格	与える出資口数	氏 名

この定款は、2022年12月11日から施行する。